

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	法務局	府省名	法務省
事務・事業名	司法書士試験業務		
事務・事業の種類 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 ③. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	1. 概要 試験申込受付, 試験会場の確保, 試験運営等の試験実施業務 2. 根拠法 司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条		
事務・事業に係る予算額(20年度)	18,271千円（物件費）		
事務・事業に係る定員（20年度）	算出困難		
業務量に関連する指標の実績値	出願者数 32,469名, 会場 50か所（平成19年度）		
外部資源の活用状況 （外部委託を実施している場合）	該当なし		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	市場化テストの実施を検討したが、趣旨である「経費の削減」につながらないなど、困難な事情がある。		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	民間委託については、可能であれば実施したいと考え検討したが、現在、司法書士試験は年1回実施しているところ、筆記試験の実施日のみ、全国の多数の法務局・地方法務局の応援職員の休日対応により実施しているものの、その他の業務は、ごく短期間の繁忙期を除き、全国の法務局・地方法務局において当該試験関係業務のみを専従で行う職員が存在しない形で実施している等の事情から、市場化テストを実施しても、市場化テストの趣旨である「経費の削減」にはつながらないと思われるため。		

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	法務局	府省名	法務省
事務・事業名	土地家屋調査士試験業務		
事務・事業の種類 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 ③. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	1. 概要 試験申込受付, 試験会場の確保, 試験運営等の試験実施業務 2. 根拠法 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条		
事務・事業に係る予算額(20年度)	4,204千円（物件費）		
事務・事業に係る定員（20年度）	算出困難		
業務量に関連する指標の実績値	出願者数 7,540名, 会場 9か所（平成19年度）		
外部資源の活用状況 （外部委託を実施している場合）	該当なし		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	市場化テストの実施を検討したが、趣旨である「経費の削減」につながらないなど、困難な事情がある。		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	民間委託については、可能であれば実施したいと考え検討したが、現在、土地家屋調査士試験は年1回実施しているところ、筆記試験の実施日のみ、全国の多数の法務局・地方法務局の応援職員の休日対応により実施しているものの、その他の業務は、ごく短期間の繁忙期を除き、全国の法務局・地方法務局において当該試験関係業務のみを専従で行う職員が存在しない形で実施している等の事情から、市場化テストを実施しても、市場化テストの趣旨である「経費の削減」にはつながらないと思われるため。		

法務局はどんな役所？

国民の財産等の権利関係や身分関係に密接に関連する法律関係事務を取り扱っています。

全国的に統一された制度運用・行政サービスの提供が必要です。

事務を適正かつ迅速に行うため法律実務家として高度な専門的知識・経験が必要です。



法律実務家として総合的な知識・経験を有する職員を養成し、全国の法務局に配置

法務局は、国民の期待と信頼にこたえる役所です。

法務局は、登記事務、戸籍・国籍事務、供託事務等の民事行政事務、訟務事務及び人権擁護事務を所掌しており、これらの事務は、国民の財産等の権利関係や身分関係に密接に関連しています。

これらの法律関係事務を行うに当たっては、全国的に統一された制度運用・行政サービスの提供が必要とされるほか、これらの法律関係事務を正確かつ迅速に行うため、法律実務家として高度な専門的知識・経験を有する職員が必要とされます。

そこで、法務局では、広域人事異動や各種研修等の全国規模の取組みを実施することにより、法律実務家として総合的な知識・経験を有する職員を養成するとともに、これらの職員が事務を担当することで行政サービスの質を一定水準以上に保ち、国民の期待と信頼にこたえる組織体制を構築しています。

法務局・地方法務局管轄図



赤字は管区機関

法務局の組織

沿革

◆ 昭和22年5月3日 新憲法，裁判所法施行

裁判所から「司法事務局」として独立

◆ 「戸籍，登記，供託，公証，司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足

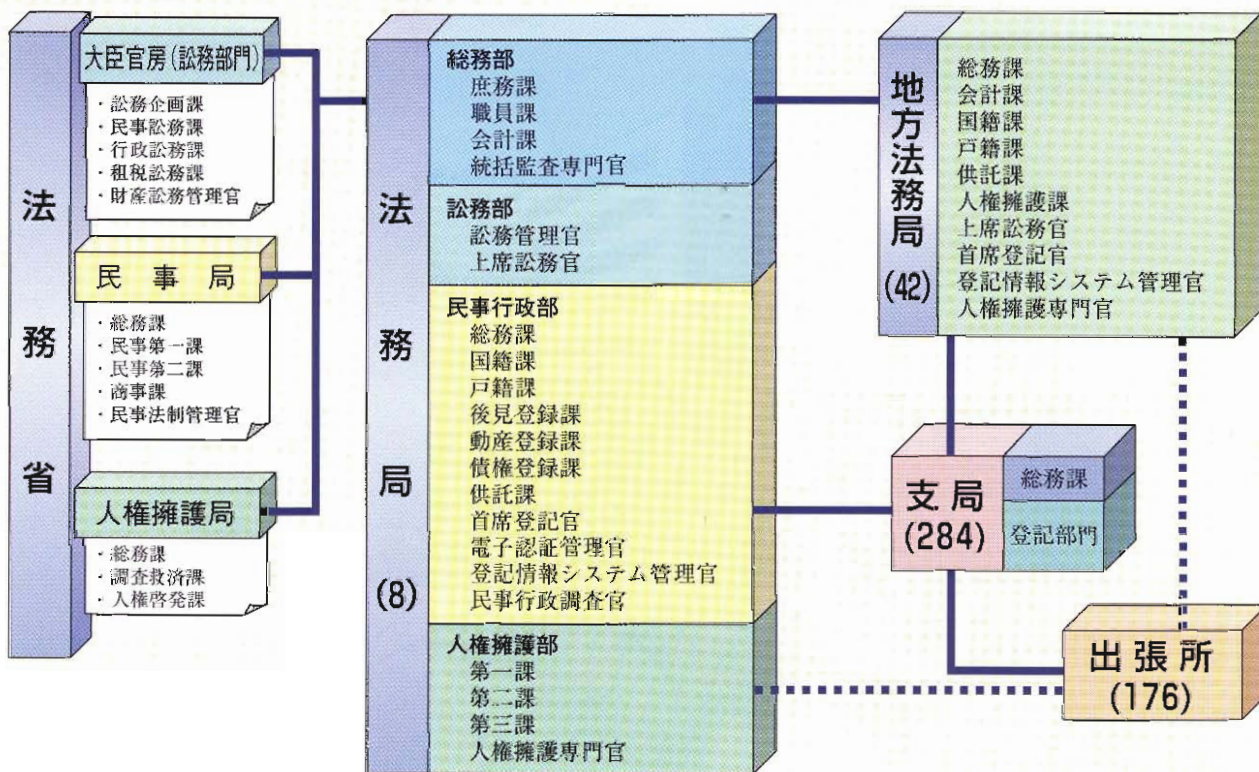
※ 最高裁判所が新設され，裁判所及び裁判関係の事務は，司法省から新設の最高裁判所に移管され，それ以外の制度創設当初から司法省が所管し，裁判所が所掌してきた登記等の事務は，司法事務局が所掌することとなった。

※ 供託については，制度創設当時は大蔵省（預金局）が所管していたが，大正時代に大蔵省から司法省に移管され，司法省の地方支部局として供託局が設置され，供託局が事務を所掌していた。

◆ 昭和24年6月1日 「法務局及び地方法務局」と改称

- ◆ 昭和24年6月1日 「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。
- ◆ 昭和25年7月1日 「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。
- ◆ 昭和25年8月1日 「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」が所掌事務に加わる。

組織図 (平成20年4月1日現在)

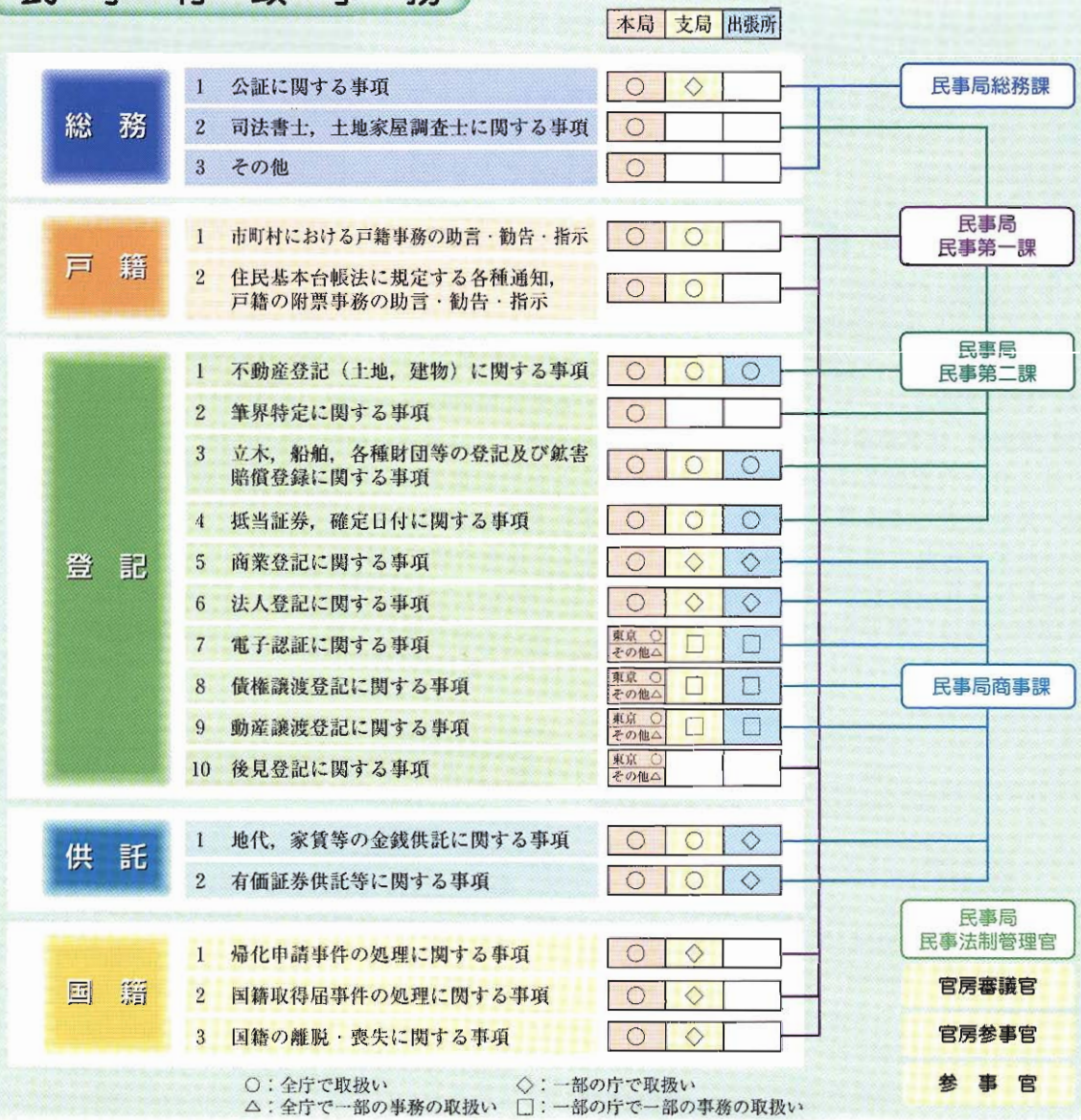


※ 法務局では，昭和30年代から登記所の適正配置に取り組んでおり，昭和47年に民事行政審議会から登記所の整理統合の基準について答申を受け，以後，この答申及びその後の数次にわたる閣議決定に基づき，小規模登記所の統合を中心として適正配置を行ってきました。

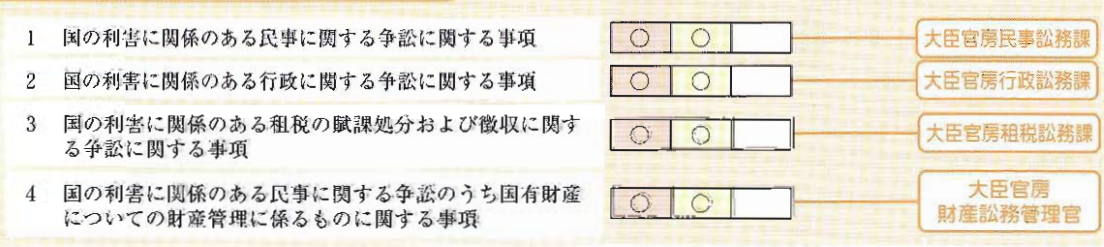
さらに，平成7年に民事行政審議会から登記所の適正配置の新たな基準について答申を受け，現在，この答申，平成8年の行政改革プログラム，平成11年の中央省庁等改革の推進に関する方針及び平成18年6月30日閣議決定に基づき，登記所の適正配置を一層推進することとしています。

所掌事務の概要

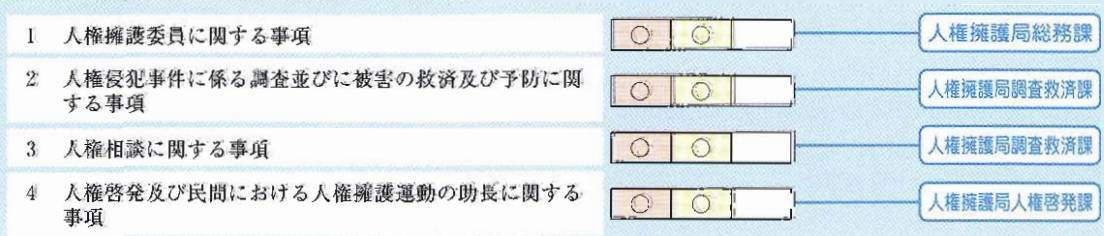
民事行政事務



訟務事務



人権擁護事務



司法書士試験の実施事務について

試験事務の現状

試験の概要

- ① 司法書士試験については、本年度(平成20年度)、約33,000人から受験申請があり、このうち約1,000人が口述試験を受けることとなる見込みである。
- ② 筆記試験については、法務局・地方法務局(50か所)において実施しているところ、実施当日、総務課職員のほか、監督員として多くの他部門の職員が休日出勤(振り替え休日あり)して対応している。
- ③ 口述試験については、法務局(8か所)のみで実施している。
- ④ 試験実施事務は、ごく短期間に行われることもあり、実施する法務局・地方法務局においては、当該事務に専従する職員はおらず、総務課職員が他の業務の傍らで行っているのが実情である。

組織図

【本省】

法務省民事局
(民事第二課)

【地方出先機関】

法務局
【全国8か所】

(民事行政部総務課)

地方法務局
【全国42か所】

(総務課)

地方出先機関における試験事務

①5/12~5/23

①受付事務
(窓口・郵送)

- ・案内書の交付
(4/1から交付)
- ・申請書の受付
- ・受験票の発送

②試験日まで

②事前準備

- ・会場の選定・借用
- ・賃金監督員の雇用
- ・掲示物・説明書作成
- ・監督員説明会
- ・問題等受領・確認

③7/6

③筆記試験実施

- ・試験監督
- ・答案用紙の確認・
本省送付
- ・筆記試験合格発表
(10/1発表)

④10/14

④口述試験実施
(法務局のみで実施)

- ・受験票の作成・送付
- ・試験監督

⑤11/4

⑤最終合格発表

- ・合格者の掲示
- ・合格証書の交付

※ 日にちは、平成20年度試験の例による。

民間委託等について

民間委託(市場化テスト)の実施を検討した場合、以下の問題がある。

① 民間委託費用の確保の困難

地方出先機関の試験事務に係る予算は、試験当日に要する経費のみ措置されているところ、試験の概要②にある方法等により、最小限の費用で実施していることから、市場化テストを実施する場合に発生する委託費用を捻出することは、極めて困難である。

② 試験実施事務のみの把握の困難

法務局・地方法務局の総務課で行っている試験実施事務(試験当日の監督事務を除く。)は、試験の概要④にあるように、ごく短期間に行われる事務であって、専従の職員もなく、他の業務の傍ら行われている事務であるため、当該事務量のみを把握することも、人数で換算することも困難である。

結 論

市場化テストの実施を検討したが、趣旨である「経費の削減」につながらないなど、困難な事情がある。

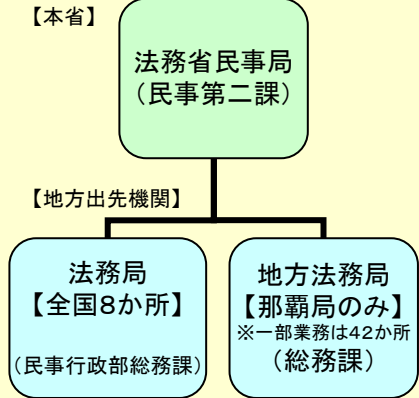
土地家屋調査士試験の実施事務について

試験事務の現状

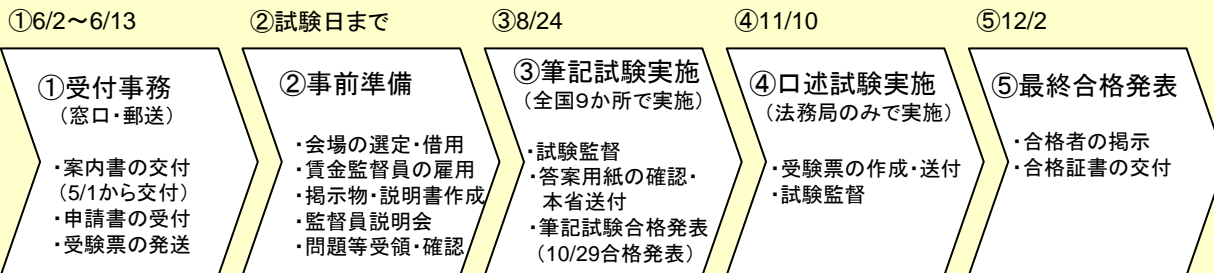
試験の概要

- ① 土地家屋調査士試験については、本年度(平成20年度)、約7,300人から受験申請があり、このうち約500人が口述試験を受けることとなる見込みである。
- ② 筆記試験については、法務局(8か所)及び那覇地方法務局の9か所において実施しているところ、実施当日、総務課職員のほか、監督員として他部門の職員が休日出勤(振り替え休日あり)して対応している。
- ③ 口述試験については、法務局(8か所)のみで実施している。
- ④ 試験実施事務は、ごく短期間に行われることもあり、実施する法務局・地方法務局においては、当該事務に専従する職員はおらず、総務課職員が他の業務の傍らで行っているのが実情である。

組織図



地方出先機関における試験事務



(注) ①の案内書の交付、申請書の受付(窓口)、⑤の合格証書の交付の各業務は、すべての法務局・地方法務局(50か所)において行われている。

民間委託等について

民間委託(市場化テスト)の実施を検討した場合、以下の問題がある。

① 民間委託費用の確保の困難

地方出先機関の試験事務に係る予算は、試験当日に要する経費のみ措置されているところ、試験の概要②にある方法等により、最小限の費用で実施していることから、市場化テストを実施する場合に発生する委託費用を捻出することは、極めて困難である。

② 試験実施事務のみの把握の困難

法務局・地方法務局の総務課で行っている試験実施事務(試験当日の監督事務を除く)は、試験の概要④にあるように、ごく短期間に行われる事務であって、専従の職員もなく、他の業務の傍ら行われている事務であるため、当該事務量のみを把握することも、人数で換算することも困難である。

結論

市場化テストの実施を検討したが、趣旨である「経費の削減」につながらないなど、困難な事情がある。